

平成23年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	二国間国際法局長協議事業		担当部局庁	国際法局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度		担当課室	国際法課		課長 三上 正裕		
会計区分	一般会計		施策名	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第5, 6項		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>欧米やその他の主要国の国際法局長(法律顧問)は国際法の形成・発展に重要な影響を与えており、わが国としては積極的に各国の国際法局長との協議の場を作って国際法の形成・発展過程に関与して行くことが重要である。</p> <p>また、国際法局長協議のような国際法に関する協議の枠組みを作り、定例化していきたいとの要望も寄せられていることから、かかる期待に積極的にこたえるべく可能な限り二国間国際法局長協議を行うこととし、国際法をめぐる最新の考え方や動向に接し、今後の国際法の形成・発展過程に積極的に参画する必要がある。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>各国の国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。</p> <p>また、主要国の国際法局長と交流を深め、連携を強化することはわが方の利益や主張を国際法の解釈・実施に最大限反映させる上で有益であるのみならず国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決促進のためにも重要である。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		当初予算	4	4	2	3		
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
	計	4	4	2	3	3		
	執行額	3	0.4	4				
執行率(%)	65.8	9.3	151.3					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
	欧米の法律顧問との意見交換・協議は、国際法をめぐる最新の考え方や動向に接する機会であり、国際法の形成・発展に寄与、増進。		成果実績 局長協議件数	3	1	2	4	
		達成度	%	75	25	50		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	各国の法律顧問との協議に積極的に参画し、双方の率直な意見交換・協議を行うことで、国際法の「法の支配」の強化・推進に役立っている。		活動実績 (当初見込み) 出張件数	3	1	3	— () (4)	
単位当たりコスト	コスト 一件あたり130万		算出根拠	年間金額(400万)÷件数(3件)				
平成23 (単位:千円) 年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	旅費(国外)	2,546	2,574					
	計	2,546	2,574					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	—	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	目的・予算の執行については、効率的・適切に処理されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	特になし。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	欧米の法律顧問との意見交換・協議の実施は「法の支配」の確立のため高いレベルでの意見交換が行われるので、国際法の発展に充分貢献できる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
点検結果	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	日本の法律顧問が諸外国(欧米等)の法律顧問と国際法について意見交換・協議を行うことは、今後の国際法の形成・発展への過程において大変効果的で有意義であるので必要な機会となっている。他方、本件を実施するにあたり、国会等の関係で年度当初に予定していた計画とおり実施できない場合もある。
	—		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		—	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		—	
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

外務省
3.7百万円

二国間国際法局長協議等



【職員】

出張者(職員等)
3.7百万円

二国間協議等出席のための外国旅費: 3件

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	局長協議(CERF会合:ニューヨーク, ワシントン)	1			
旅費	局長協議(ICJ-ICC会合:ロンドン, パリ)	1			
計		3.7	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	出張者A	国際法局長協議及びCERF会合出席	1		
2	出張者B	国際法局長協議及びICJ・ICC関係者との協議	1		
3	出張者C	国際法局長協議及びICJ・ICC関係者との協議	0.63		
4	出張者D	国際法局長協議及びILA大会出席	0.63		
5	出張者E	国際法局長協議及びCERF会合出席	0.53		
6					
7					
8					
9					
10					